

## 神戸市学校保健会設置要綱

令和4年4月1日  
教育長決定

### (目的)

第1条 市の園児、児童および生徒の健康教育の研究、及び学校保健の向上発展を目的として神戸市学校保健会（以下「保健会」という。）を設置する。

### (委員)

第2条 保健会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 神戸市医師会、神戸市歯科医師会、神戸市薬剤師会より推薦のあった者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 神戸市学校園長、保健主事、養護教諭等の代表者
- (4) 教育委員会事務局職員
- (5) 前4号に掲げる者のほか、教育長が特に必要があると認める者

2 前項の規定により委嘱する委員の人数は、概ね20名以内とする。

### (任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

### (会長の指名等)

第4条 教育長は、委員の中から会長1名及び副会長4名を指名する。

2 会長は、会の進行をつかさどる。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 教育長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、第2項の職務を代行する者を副会長の中から指名する。

### (施行細目の委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、会議の開催に必要な事項は、健康教育課学校保健担当課長が定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日より施行する。